

第3部 京都府の環境の保全及び創造に関する施策の方向

第1章 地球温暖化対策の取組

第1節 地球温暖化対策の取組

1 現状と課題

近年、CO₂等の温室効果ガスの大気中への大量排出等により地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇等、地球環境への深刻な影響が懸念されています。25年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によれば、温暖化は世界中の地域の自然と社会に影響を及ぼしており、人類が排出してきた温室効果ガスの増加に起因する可能性が極めて高いと結論付けられました。

また、今世紀末までの世界の平均気温は、最大で4.8℃、海面は82cm上昇すると予測され、生態系への影響や食料生産性の低下、干ばつや洪水による被害等が世界各地で起こるとされています。

世界レベルでは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に「気候変動枠組条約」が採択され、その後、9年12月に京都で開催されたCOP3（地球温暖化防止京都会議）では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、17年2月16日に発効しました。

京都議定書では、2年を基準として、20～24年の5年間に温室効果ガス総排出量を先進国全体で少なくとも5%の削減を目指すこととされ、「京都メカニズム」（共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引）と呼ばれる、国際的に協調して目標を達成するための仕組みが導入されました。

国では、17年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的な施策が展開されてきました。

府では、京都議定書誕生の地の自治体としての責任と役割に基づき、17年12月に、地球温暖化対策に特化した条例として「府地球温暖化対策条例」を制定（18年4月から順次施行）し、温室効果ガスを2年度に比べ22年度までに10%削減するという目標を定め、加えて、22年10月に条例を一部改正し（23年4月施行）、新たに23年度以降の温室効果ガスの削減目標（2年度に比べて32年度までに25%削減、42年度までに40%削減）を定め、その削減目標の達成に向けた総合的な施策を推進しています。

その後、23年3月には東日本大震災が発生し、エネルギー事情が大きく転換する中で、23年7月には、そのような状況も踏まえつつ、上記条例改正により新たに設定された温室効果ガス削減目標の達成を通じて、持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにした「府地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

①府の温室効果ガスの排出量の状況

24年度の府全体の温室効果ガスの排出量は1,577万t-CO₂と、2年度の1,477万t-CO₂に比べ6.8%増となりましたが、京都メカニズムクレジット分及び森林吸収分を差し引いた排出量は1,451万t-CO₂となり、2年度に比べて1.8%減となりました。

需要側での温室効果ガス削減の取組を明確にするため、電力排出係数を22年度実績値に固定して部門別の排出状況を比較した場合、2年度に比べて産業部門41.5%、運輸部門17.3%の減少となり、民生・家庭部門3.3%、民生・業務部門4.3%の増加となりました。

産業部門の減少の要因は、省エネ設備の導入や重油から電気や天然ガスへの転換が進んだこと等があげられます。運輸部門では、自動車の保有台数は2年度よりも増加しているものの軽自動車へのシフトや燃費の向上等により温室効果ガス排出量は減少しています。民生・家庭部門では、1世帯あたりの家電製品数の増加や世帯数の増加の影響も受けて増加となり、民生・業務部門も、

サービス業の増加やオフィス面積の増加により増加しており、それぞれの要因分析を基にした対策が必要となっています。

図 3-1 府における温室効果ガス排出量の推移と削減目標

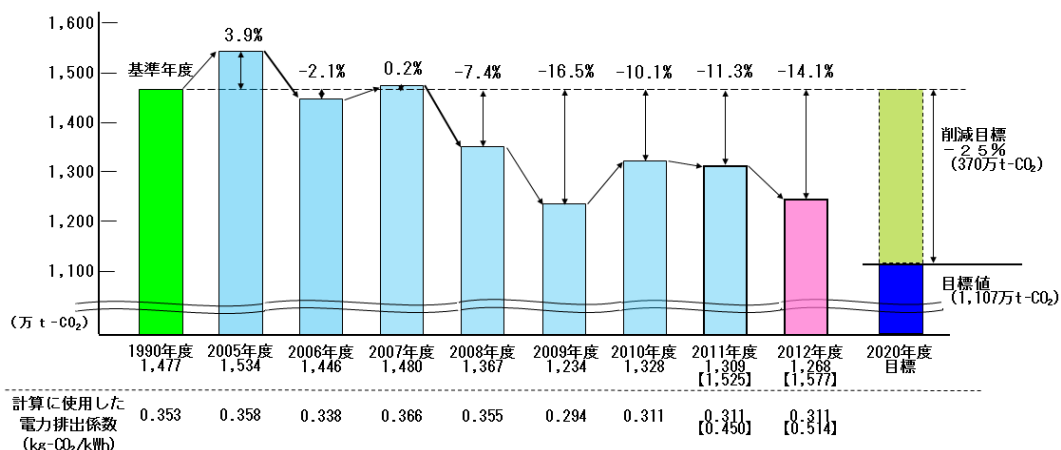


表 3-1 府における温室効果ガスの部門別排出状況 (排出量：万t-CO₂)

部門	2 (1990)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24(2年度比) (2012(90年度比))
産 業	530	394	369	376	357	310	326	322	310 (-41.5%)
運 輸	346	357	352	348	328	311	316	302	286 (-17.3%)
民生・家庭	269	328	310	328	304	267	294	289	278 (3.3%)
民生・業務	220	317	289	301	254	223	239	243	230 (4.3%)
エネルギー転換	7	31	23	23	30	22	48	47	53 (657.1%)
廃棄物等	39	41	41	41	38	31	29	29	31 (-21.7%)
メタン、代替フロン等	66	66	62	63	56	70	76	77	81 (22.1%)
合 計	1,477	1,534	1,446	1,480	1,367	1,234	1,328	1,309	1,268 (-14.1%)

2 地球温暖化対策の取組

① 「府地球温暖化対策推進計画」の概要

- (1) 計画期間 23年度から32年度(目標年度)まで
- (2) 計画の目標

32年度までに府内における1年間の温室効果ガス排出量を2年度と比べて25%削減する

(3) 府内の温室効果ガス排出量の将来予測

府内の温室効果ガスの排出量は、現状の趨勢のまま推移すると、32年度に1,378万t-CO₂になると予測されます。これは、基準年度である2年度の1,477万t-CO₂と比較して7%の減少で、目標の25%削減(排出量1,107万t-CO₂)を達成するためには、更に271万t-CO₂の削減が必要と推計されます。

(4) 目標達成のために実施すべき対策

府民生活や産業活動において、高い環境意識に基づく省エネ行動を徹底するとともに、次の視点に立って対策を進めます。

- ア 将来の技術進歩を踏まえ、利用可能と考えられるエネルギー効率の高い技術を最大限に導入します。
- イ 公共交通機関の利用を促進するための基盤整備や、地域全体でエネルギーを融通し利用するスマートグリッド等の新たな社会システムづくりを推進します。
- ウ 森林の保全・整備を地域ぐるみで推進します。

エ 東日本大震災を踏まえ、電力需要のピーク低減や地域の自立的エネルギーとしての再生可能エネルギーを積極的に導入します。

(5) 施策の推進

施策群1：京都の知恵と文化を暮らしに活かそう

- DO YOU KYOTO?の心をつなぐ
- エコライフの実践
- 家庭での省エネルギー機器の普及
- 住宅の環境効率の向上
- 家庭での創エネルギーの促進

施策群2：再生可能エネルギーを最大限に活用しよう

- 再生可能エネルギーの戦略的な導入
- 太陽光・太陽熱の利用
- バイオマスの普及
- 小水力・風力その他再生可能エネルギーの活用
- 再生可能エネルギーの普及に向けた社会システムの構築

施策群3：環境産業を発展させよう

- 大規模排出事業者のエネルギー効率改善（工場）
- 大規模排出事業者のエネルギー効率改善（オフィス・店舗・運輸）
- 中小企業等のエネルギー効率改善
- 農林水産業のエネルギー効率改善
- 新たな環境産業の育成・振興
- 産業におけるエネルギーの高効率利用

施策群4：自立した持続可能な地域を創ろう

- エネルギーの効率的利用の促進
- 交通手段の転換（モーダルシフト）
- エコドライブの促進
- 次世代自動車の普及
- 低炭素型の都市づくり
- 自然資源による農山漁村の再生
- 持続可能社会に向けた制度・組織づくり

施策群5：森林を守り育てよう

- 森林吸収源対策の推進
- 府内産木材利用による炭素固定の推進

(6) 地域別施策の重点事項

地域の特性に応じた地球温暖化対策の計画策定や取組を支援するとともに、市町村等と以下のような地域の課題を共有し、相互に連携して効果的な施策を展開します。

- ア 丹後地域：民宿・旅館等における省エネ行動や高効率機器の導入促進…等
- イ 中丹地域：工業団地等における温室効果ガス削減対策…等
- ウ 南丹地域：間伐等による森林の適切な管理及びバイオマスの利用促進…等
- エ 京都都市圏：自動車から公共交通機関への転換促進…等
- オ 山城地域：山城中・東部地域～アドバイザー派遣等による中小企業の対策強化…等
学研都市地域～最新技術を活かした「エコ・シティ」の整備…等

(7) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

- ア 緑のカーテン、クールビズ、打ち水等、温暖化に適応したライフスタイルの普及
- イ 地域特有の気候に対応する京都の知恵や文化の共有
- ウ 局所的集中豪雨、大型台風、高潮等の災害に強い安心安全なまちづくりの推進
- エ 熱中症、感染症等の防止及び救急医療対策等、健康を守る対策の推進
- オ 地産地消等、食の安全保障対策の推進

②「府地球温暖化対策条例」の施行状況

(1) 条例の主な内容と26年度の施行状況

ア 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物を新築等しようとする者に、排出量削減計画書及び実績報告書（完了届）等の提出を求め、府がその内容を公表します。

- (ア) 大規模事業者（原油換算1,500キロリットル以上使用の事業者等）

<内容>

- a 温室効果ガスの排出量削減に向けた措置、削減目標等を記載した「事業者排出量削減計画書」及び排出実績をまとめた「事業者排出量削減報告書」の作成と提出
- b 総合評価制度

<実施状況>

26年度は、263の事業者から事業者排出量削減報告書の提出があり、23から25年度の3年間の実績について初めての総合評価を実施しました（第1部第2章1参照）。

今後も計画期間における削減目標に基づき、事業者による確実な取組を一層進めていくことが必要です。

表3-2 事業者排出量削減計画・報告・公表制度の施行状況（25年度実績）

件数	基準年度排出量	25年度実績値	削減率	削減量
263	408.1万t-CO ₂	367.7万t-CO ₂	▲9.9%	▲40.4万t-CO ₂

- (イ) 大規模建築主（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築又は増築しようとする事業者）

<内容>

- a 建築物の断熱、省エネ設備の導入等の温室効果ガスの排出量削減措置
- b 屋上及び敷地の緑化を図るための措置 等
- c 一定量以上の府内産木材等の使用
- d 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入

<実施状況>

25年度は、42件の特定建築主から、特定建築物排出量削減計画書の提出がありました（26年3月末現在）。建築物の環境配慮に係る主な取組としては、屋根、壁、窓の断熱性能の向上や敷地の緑化等が挙げられています。いずれも建築物総合環境性能システム（CASBEE）の評価による環境性能のレベルは標準程度となっています。

- (ウ) 電気事業者（府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者）

<内容>

発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標、自然エネルギーの利用拡大措置・計画

<実施状況>

26年度は、5件の電気事業者から電気事業者排出量削減報告書（25年度実績）と電気事業者排出量削減計画書（26年度計画）の提出がありました。今後、自然エネルギーの導入の割合を高めるなど、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画されています。

上記計画書については、府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/>）及び府地球温暖化対策課で閲覧することができます。

- イ 建築物等の緑化（19年4月施行）

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域（「特定緑化地域」）において、1,000㎡以上の敷地に建築物の新築等をしようとする者に、建築物上と地上部に一定割合の緑化を義務付けています。

表3-3 特定緑化地域（24年3月27日告示）

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町	市街化区域 （都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域）
---	-----------------------------------

<緑化計画書届出状況>

25年度(26年3月末現在)は、101件の特定建築主から特定建築物緑化計画書の提出があり、緑化計画面積は制度開始から延べ408,136㎡(うち屋上等の建築物上の緑化分は16,652㎡)となりました。

先導的モデルとして府庁2号館屋上600㎡を緑化整備し、18年5月から「京てらす」という名称で一般公開しています。

ウ 人材育成制度(エコマイスター制度)と環境情報の提供

消費者に温室効果ガスの排出量の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を進めるため、自動車販売事業者及び電気機器販売事業者に環境情報の説明を義務付けるとともに、一定規模以上の事業者には、当該説明を推進する者を選任し、届け出ることを義務付けています。また、一定規模以上の自動車等を管理・使用する事業者についてもエコドライブを推進する者を選任し、届け出ることを義務付けています。

エコマイスター制度全体で2,845名(27年3月末現在)が講習会を修了されました。

- エコカーマイスター(大規模な自動車販売事業者における新車の環境情報の説明推進者)
- エコドライブマイスター(大規模な事業者におけるエコドライブの推進者)
- 省エネマイスター(大規模な家電販売事業者における特定電気機器等の省エネ性能の表示・説明の推進者)

表3-4 人材認定制度の実施状況(27年3月末現在)

区分	エコカーマイスター	エコドライブマイスター	省エネマイスター
講習修了者	1,345名	1,017名	483名
趣旨	自動車ディーラーで、低公害車の普及を推進	運輸事業者等で、エコドライブの取組を推進	家電販売店等で、省エネ家電の普及を推進
義務対象要件	年間新車販売100台以上	自動車管理台数50台以上	店舗面積1,000㎡以上

エ 京都地球環境の日の制定

「府地球温暖化対策条例」において、京都議定書が発効した2月16日を「京都地球環境の日」と定めています。

この日を中心に、オール京都が連携し、自然と共生する社会の実現を目指し、府民の皆様と地球温暖化対策について考える「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式及び「京都環境文化学術フォーラム」国際シンポジウムを開催しています(資料編資料7参照)。

③施策の推進を担う機関

施策の推進にあたっては、府が直接実施すべきもの等を除き、府地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

(1) 府地球温暖化防止活動推進センター

15年、NPO法人「京都地球温暖化防止府民会議」が、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「京都府地球温暖化防止活動推進センター」に指定されました。

センター設立を目的として立ち上げられたNPO法人が本センターの指定を受けるのは全国初であり、京都での地球温暖化対策の活性化に向け、様々な活動を進めています。

表3-5 府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（27年1月末現在）

項目	内容																								
法人名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																								
所在地	京都市中京区西ノ京内畑町41番3																								
目的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																								
事業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																								
会員	個人、環境団体、府民団体、事業者団体等（個人92名、38団体）																								
役員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 崑 孝</td> <td>（同志社大学教授）</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅岡 美恵</td> <td>（気候ネットワーク代表）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">理事</td> <td>奥原 恒興</td> <td>（京都商工会議所専務理事）</td> </tr> <tr> <td>黄瀬 謙治</td> <td>（（公社）京都工業会専務理事）</td> </tr> <tr> <td>栗田 澄子</td> <td>（京都府連合婦人会副会長）</td> </tr> <tr> <td>原 強</td> <td>（コンシューマーズ京都理事長）</td> </tr> <tr> <td>松原 斎樹</td> <td>（京都府立大学教授）</td> </tr> <tr> <td>宗田 好史</td> <td>（京都府立大学教授）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監事</td> <td>山内 利男</td> <td>（地球温暖化防止活動推進員）</td> </tr> <tr> <td>清水 仁志</td> <td>（税理士）</td> </tr> </tbody> </table>	理事長	郡 崑 孝	（同志社大学教授）	副理事長	浅岡 美恵	（気候ネットワーク代表）	理事	奥原 恒興	（京都商工会議所専務理事）	黄瀬 謙治	（（公社）京都工業会専務理事）	栗田 澄子	（京都府連合婦人会副会長）	原 強	（コンシューマーズ京都理事長）	松原 斎樹	（京都府立大学教授）	宗田 好史	（京都府立大学教授）	監事	山内 利男	（地球温暖化防止活動推進員）	清水 仁志	（税理士）
理事長	郡 崑 孝	（同志社大学教授）																							
副理事長	浅岡 美恵	（気候ネットワーク代表）																							
理事	奥原 恒興	（京都商工会議所専務理事）																							
	黄瀬 謙治	（（公社）京都工業会専務理事）																							
	栗田 澄子	（京都府連合婦人会副会長）																							
	原 強	（コンシューマーズ京都理事長）																							
	松原 斎樹	（京都府立大学教授）																							
	宗田 好史	（京都府立大学教授）																							
監事	山内 利男	（地球温暖化防止活動推進員）																							
	清水 仁志	（税理士）																							

(2) 府地球温暖化防止活動推進員

地域のイベントでのブース出展、小学校等での環境教育、地域に根ざしたプロジェクトの企画・実践等、府内各地で推進員による積極的な活動が展開されています。

また、推進員等の相談員が府民からの相談に応じ、省エネ・節電対策についてアドバイスを行う「省エネ・節電相談所」を23箇所のイベント会場等で開催しました。

表3-6 府地球温暖化防止活動推進員の概要

項目	内容
推進員の要件	① 満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ② 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
推進員の人数	321名
推進員の役割	府、市町村及び府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委嘱期間	27年3月31日まで（第6期）

(3) 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、市町村、府地球温暖化防止活動推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進しています。

表 3-7 地球温暖化対策地域協議会の設置状況（26年12月末現在）

所在地	協議会の名称	設立年月日	会員構成
京都市	京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム	10年11月23日	市民、市民団体、事業者、事業者団体、行政
綾部市	綾部市環境市民会議	12年4月18日	市民、事業者、行政
八幡市	八幡市環境市民ネット	14年8月26日	市民、事業者、行政
亀岡市	亀岡市環境基本計画推進会議	14年12月	市民、事業者、関係団体
城陽市	城陽環境パートナーシップ会議	15年10月25日	市民、市民団体、事業者、行政
宇治田原町	エコパートナーシップうじたわら	16年11月29日	会社員、主婦、農林業者等
京丹後市	京丹後エコファミリー	17年4月14日	商工会議所、各種団体、地球温暖化防止活動推進員等
福知山市	福知山環境会議	17年6月25日	大学、各種団体、事業者等
南丹市	南丹市の環境を守り育てる会	19年2月21日	企業
精華町	精華町環境ネットワーク会議	19年5月20日	会社員、企業、各種団体
宇治市	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（ecoット宇治）	21年3月8日	市民、団体会員
長岡京市	長岡京市地球温暖化対策実行計画推進協議会	21年8月1日	市民、学識経験者、各種団体、事業者、行政
笠置町	笠置町環境経済好循環推進協議会	22年6月2日	学識経験者、各種団体、事業者、行政
伊根町	伊根町エコ協議会	23年1月13日	町民、行政
井手町	井手町地球温暖化対策地域協議会	23年3月11日	地区長
与謝野町	よさの百年の暮らし委員会	23年4月27日	町民、事業者、各種団体等
舞鶴市	まいづる環境市民会議	24年4月30日	市民、事業者、市民団体等
京田辺市	京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会	24年8月22日	学識経験者、市民、各種団体、事業者、議員
向日市	向日市環境市民ネットワーク会議	25年6月27日	市民、市民団体、事業者、事業者団体等
宮津市	みやづ環の地域づくり推進ネットワーク	25年8月8日	市民、事業者、団体

(設置順)

④府自らの温暖化対策

府自らの率先実行計画として24年12月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」に基づき、太陽光発電、太陽熱利用、コージェネレーション等の**新エネルギー***、**ESCO事業***を活用した省エネルギー設備を府施設に導入するなど、府の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めています。

また、毎年度、**環境マネジメントシステム***としてエコオフィス活動の取組を進め、その取組結果を取りまとめて公表しています。エコオフィス活動では、「温室効果ガスの削減」「廃棄物量の削減」「コピー用紙購入枚数の削減」及び「各課での独自目標の設定」を全庁的な環境目標と

して設定、18年度については本庁及び広域振興局で取り組み、19年度からはすべての府の公所に拡大しています。

表3-8 府本庁舎におけるエコオフィスの取組結果

年度	可燃物排出量 [千m ³]	(対18年度比) [%]	コピー紙購入枚数 (A4換算) [千枚]	(対18年度比) [%]	両面コピー率 [%]	(対18年度比)	電気使用量 [MWh]	(対18年度比) [%]
18	433.0	(100.0)	47,318	(100.0)	45.9	(+0.0)	6,858	(100.0)
19	586.6	(135.5)	48,255	(102.0)	46.5	(+0.6)	6,734	(98.2)
20	622.9	(143.9)	47,613	(100.6)	51.4	(+5.5)	6,681	(97.4)
21	501.8	(115.9)	50,948	(107.7)	46.5	(+0.6)	6,688	(97.5)
22	527.4	(121.8)	49,319	(104.2)	46.1	(+0.2)	6,445	(94.0)
23	545.0	(125.9)	50,289	(106.3)	44.4	(-1.5)	6,342	(92.5)
24	568.0	(131.2)	52,504	(111.0)	44.7	(-1.2)	6,040	(88.1)
25	632.3	(146.0)	52,902	(111.8)	44.6	(-1.3)	5,943	(86.7)

※18年度から21年度のコピー用紙購入枚数は京都市内の公所を含む。

このほか、需要面から循環型社会への転換を促進するため、13年11月に「府庁グリーン調達方針」を策定し、府庁のすべての機関において府庁自らが事業者・消費者として環境にやさしい物品等の購入に努めています。なお、25年度の取組結果については府ホームページでも公表しています。

また、17年度からは、ISO14001やKESなど環境認証等を取得している中小企業者から率先して物品を調達する「京滋グリーン入札」を、「京都議定書誕生の地」としての府と「環境こだわり県」の滋賀県が連携して実施しています。

表3-9 府庁グリーン調達実績(25年4月～26年3月)

分野	品目	総調達数量に 占める環境配 慮物品等の調 達割合(%)
紙類(8品目)	コピー用紙	100.0
	情報用紙・印刷用紙等	99.5
文具・雑貨類(102品目)	文具・雑貨類	98.8
機器類(10品目)	いす・机・棚・掲示板等	99.7
OA機(19品目)	コピー機・電子計算機等	99.8
携帯電話(2品目)	携帯電話・PHS	100.0
家電製品(6品目)	冷蔵庫・テレビ等	97.9
エアコンディショナー等(3品目)	エアコンディショナー等	100.0
温水器等(4品目)	電機給湯器等	100.0
照明(5品目)	蛍光灯照明器具・LED照明器具等	99.4
自動車・ETC対応車載器等(5品目)	自動車・ETC対応車載器等	98.6
消火器(1品目)	消火器	100.0
制服・作業服(3品目)	制服・作業服等	99.8
インテリア・寝装(10品目)	カーテン・カーペット・毛布等	89.9
作業用手袋(1品目)	作業手袋	100.0
その他繊維製品(7品目)	集会用テント・ブルーシート等	99.1

※上記品目以外の公共工事等については努力目標であり、集計の対象としていない。